

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(悠久山公園道案内ツール作成業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、都市施設整備課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から最も優秀で本市の要求にあった事業者1社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書が期限内に提出されない者、提案書の記述が要件を満たしていない者、及び費用の見積額が予算額をオーバーしている者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは各事業者3人以内とし、15分以内の持ち時間で、質疑応答を10分程度行う。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点と同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い、決定する。

4 選考評価基準

評価項目	評価基準	配点
基本方針	積極性、目的度理解	20点
企画提案	仕様充足度、独創性、利便性、 発展性、拡張性	50点
体制	業務工程、実施体制、過去の実績	10点
見積書	当該年度事業費、次年度以降事業費	20点
	合 計	100点